

# 始良市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 4 月

始良市教育委員会

## I 計画の趣旨、現状

### (I) 計画の趣旨

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

○ 教育職員の長時間労働を抑制し、健康を維持できるよう、業務量を適切に管理することを通して、教員がより質の高い教育活動に集中できる環境を整える。

### (2) 本市の現状

○ 本市では、令和3年11月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「教師の勤務時間の上限に関する指針(始良市)」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 月平均        | 月 45 時間上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|-----|------------|--------------|---------------|
| 小学校 | 30 時間 58 分 | 20.9%        | 0.9%          |
| 中学校 | 36 時間 34 分 | 33.4%        | 6.1%          |

○ 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校で 20.9%、中学校で 33.4%と多くなっている。教頭や部活動を指導する教員などの業務の負担が大きくなっており、教頭の業務改善や部活動指導の改善を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする・

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする  
【12.6%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を90以下とする 【93】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康増進確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、見守り隊などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）

- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の検討を進める。（給食費については R6 より実施）

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 直接苦情等に対応する相談窓口を学校教育課に設置しており、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備している。今後も教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務体制の強化のため、学校事務支援室を実施している。

◆ ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ 教育委員会と連携を図りながら実施していく。

◆ 学校プールや体育館等の設備・整備の管理（「3分類」⑨関係）

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 地域や学校の実情に応じて、部活動指導員の配置拡充等を進める。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑤⑥関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置拡充等を進める。  
(R7年度現在、22校中12校に配置。12学級以上を基準)
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する

### ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を50%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準事業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時

間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の登録機能を全校に設置することを目指す。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ Ⅰ箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ ⅠⅠ時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ・ 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業中等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

(現在、各学校週1回の定時退校日を設定し、8月13日～15日を市内一斉の学校閉庁日として設定している。)

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、始良市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年、始良市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関の連携を図る。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標等の達成状況については、始良市で導入している出退勤管理システム（ミライム）及び始良市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、マネジメント等に関する管理職向け研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、始良市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。